

年管管発 0619 第 2 号
令和 2 年 6 月 19 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

納付猶予特例等の許可を受けた者に係る社会保険料納入証明書等の取扱いについて

社会保険料納入証明書等の発行については、「社会保険料納入証明書等にかかる取扱いについて」（平成 22 年 1 月 14 日付け年管管発 0114 第 2 号）及び「社会保険料納入証明書等に係る取扱いについて」（平成 25 年 3 月 19 日付け年管管発 0319 第 1 号）に基づき取り扱われているところであるが、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 3 条の規定により読み替えて適用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第 1 項の規定による納付の猶予（以下「納付猶予特例」という。）等の許可を受けた者から社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（以下「納入証明書等」という。）の申請があった場合の取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 納付猶予特例等の許可を受けた者から納入証明書等の申請等があった場合

社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書いずれかの申請があり、かつ、納付猶予特例等の許可を受けていることの確認を希望する旨の申し出があった場合は、社会保険料納入証明書（各月用）及び納付猶予特例等の許可を受けている文言を付記した社会保険料納入確認書（一括用）を併せて交付すること。

2 社会保険料納入確認書への付記

1 の場合においては、社会保険料納入確認書に、許可を受けている猶予の根拠規定に応じて、以下の文言を付記すること。

(1) 納付猶予特例を許可している場合

上記未納保険料については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納付の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

(2) 国税通則法第46条第1項の規定による納付の猶予を許可している場合

上記未納保険料については、国税通則法第46条第1項の規定による納付の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

(3) 国税通則法第46条第2項の規定による納付の猶予を許可している場合

上記未納保険料については、国税通則法第46条第2項の規定による納付の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

(4) 国税徴収法第151条の規定による換価の猶予を許可している場合

上記未納保険料については、国税徴収法第151条の規定による換価の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

(5) 国税徴収法第151条の2の規定による換価の猶予を許可している場合

上記未納保険料については、国税徴収法第151条の2の規定による換価の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

※ただし、未納保険料の期間内に、猶予された期間と猶予されていない期間が含まれている場合には、当該猶予された期間を正しく示すことができるよう、上記の記載中「上記未納保険料」を「上記未納保険料のうち、令和●年●月分から令和●年●月分」の文言へ変更すること。

3 納入証明書等の様式変更

本取扱いの実施に伴い、「社会保険料納入証明申請書」及び「社会保険料納入確認(申請)書」の様式は別紙のとおり変更する。

なお、事業所から従来の社会保険料納入証明(申請)書や証明に必要な事項の記載がある申請書の提出があった場合は、別紙の様式の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

届書コード			届書
6	8	0	

決 裁	年 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)
	(船舶所有者整理記号)	
郡市区	記 号	

2. 申請事由

3. 証明書の請求枚数

枚

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

5. 証明事項等

③証明対象期間		④出力区分		⑤証明範囲区分		送 信
平成・令和	年 月分	一括用のみ	0	保険料のみ	0	
		明細のみ	1			
平成・令和	年 月分まで	一括用及び明細	2	延滞金含む	1	

※「4. 猶予期間の証明」にチェックした場合は、④「出力区分」欄の「明細のみ」又は「一括及び明細」のいずれかを選択してください。

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

年 月 日

事業所所在地
(船舶所有者住所)
事業所名称

事業主氏名
(船舶所有者氏名) 印
電話番号

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、印
下記の者に委任します。

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

令和 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	(印)
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 確認書の請求枚数

	枚
--	---

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

5. 確認事由

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成・令和 年 月分から平成・令和 年 月分まで	有・無

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 (印)

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。

(印)

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係

令和 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	
事業所名称	
事業主氏名(船舶所有者氏名)	⑩
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 確認書の請求枚数

枚

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

5. 確認事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日
平成・令和 年 月分				平成・令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構

年金事務所長

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。

⑩

受任者氏名

受任者住所

委任者との関係